

会則変更 第3条(事業)「緊急事態」にかかわる文言の修正、ならびに「会費制」の導入にともなう 第4条、第5条、第8条の修正と第12条の追加

令和4年6月4日 の総会で改正承認
令和5年4月1日施行

新	旧
<p>第三条(事業)</p> <p>本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。</p> <p>一、 総会の開催。諸問題が発生した場合は臨時総会を開催する。議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。<u>緊急事態などにより総会開催が不可能な場合は、郵便や電子媒体等を用いて総会とすることができる。</u></p> <p>二、 講演会・研究発表会などの開催。</p> <p>三、 電子版機関誌の発行、会報・パンフレットなどの刊行、およびホームページなどによる広報。</p> <p>四、 その他本会会員にとって必要と認められる事業。</p>	<p>第三条(事業)</p> <p>本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。</p> <p>一、 総会の開催。諸問題が発生した場合は臨時総会を開催する。議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。<u>緊急事態などにより、(大会中止に伴い)総会開催が不可能な場合、前年度の会計報告ならびに本年度の予算案に関する資料を会報発送時に同封し、その際、返信葉書など郵送を用いた送信や電子による送信方法をもって、会員より承認を諮ることを可能とする。承認の可否に関しては、支部ホームページにて報告を行う。</u></p> <p>二、 講演会・研究発表会などの開催。</p> <p>三、 電子版機関誌の発行、会報・パンフレットなどの刊行、およびホームページなどによる広報。</p> <p>四、 その他本会会員にとって必要と認められる事業。</p>
<p>第四条(会員)</p> <p><u>一、 本会は、N会員とK会員をもって組織する。</u></p> <p><u>二、 N会員は日本近代文学会の会員であり、第十二条に定める会費を負担する者である。</u></p> <p><u>三、 K会員は日本近代文学会の会員ではないが、第十二条に定める会費を負担する者である。</u></p> <p><u>四、 この会への入会には、運営委員会の承認を得なければならない。</u></p>	<p>第四条(会員)</p> <p><u>本会は、日本近代文学会会員のうち、原則として関西地区に在住・在職・在学する者をもって組織する。ただし会員となる者は、事務局に届け出ることとする。</u></p>

<p><u>五、この会の退会は、運営委員会の承認を得なければならない。</u></p>	
<p>第五条(役員) 本会に次の役員を置く。</p> <p>一、支部長 一名 運営委員 若干名 編集委員 若干名 会計監査 二名</p> <p>二、運営委員と編集委員は、<u>各委員会で N 会員から候補者を選出し、総会の承認を得る。</u></p> <p>三、支部長は、運営委員によって構成された選考委員会で <u>N 会員から</u> 候補者を選出し、総会の <u>承認</u> を得る。</p> <p>四、会計監査は支部長の委嘱により総会の承認を得る。</p> <p>五、役員の任期を次のように定める。</p> <p>1 支部長の任期は二年とし、再任を妨げない。再任の場合はその任期を一年とし、連続して四期の選出は認めない。</p> <p>2 運営委員と監事の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし連続して三期の選出は認めない。</p> <p>3 編集委員の任期は二年とする。</p> <p>六、必要がある場合は、右役員以外に特別役員を置くことができる。 特別役員は、運営委員会の議を経て支部長が委嘱する。</p>	<p>第五条(役員) 本会に次の役員を置く。</p> <p>一、支部長 一名 運営委員 若干名 編集委員 若干名 会計監査 二名</p> <p>二、運営委員と編集委員は <u>総会における会員の互選により選出する。</u></p> <p>三、支部長は、運営委員によって構成された選考委員会により候補者を選出し、総会の <u>了承</u> を得る。</p> <p>四、会計監査は支部長の委嘱により総会の承認を得る。</p> <p>五、役員の任期を次のように定める。</p> <p>1 支部長の任期は二年とし、再任を妨げない。再任の場合はその任期を一年とし、連続して四期の選出は認めない。</p> <p>2 運営委員と監事の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし連続して三期の選出は認めない。</p> <p>3 編集委員の任期は二年とする。</p> <p>六、必要がある場合は、右役員以外に特別役員を置くことができる。 特別役員は、運営委員会の議を経て支部長が委嘱する。</p>
<p>第八条(経費) 本会の経費は、日本近代文学会会則別則第四の規定と、<u>第十二条に定める会費</u>による。</p>	<p>第八条(経費) 本会の経費は、日本近代文学会会則別則第四の規定と、<u>維持会費</u>による。 <u>(維持会費については別に定める)</u></p>
<p><u>第十二条(会費)</u> <u>会費は、年額 3,000 円とする。</u> <u>会費をつづけて 2 年分滞納した場合は、原則として退会したものと見なす。</u></p>	